

2023年5月8日以降の取扱い
について
※5類へ移行後の取扱い



教職員がCOVID-19に感染した場合のマニュアル

本マニュアルは、「教職員自身が感染した場合」と「教職員の同居者が陽性になった場合」に参照してください。

教職員向け（本人・同居者が陽性者用）

● T2Fromへの報告 NEW 2025年5月から報告Formが新しくなりました。

「陽性」となった場合はFormsにアクセスし報告してください。

(<https://forms.office.com/r/kVNyA1Px9u>)

陽性者との濃厚接触があっても、ご自身が「陽性」となっていなければ報告不要です。

(COVID-19だけでなく、インフルエンザなどの感染症も大学への陽性報告が必要です。

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/health/infection>

● 勤務の取り扱い

新型コロナウイルスの対応にかかる勤務の取り扱い等について

問い合わせ先 人事部人事労務課 hradm.adm@adm.isct.ac.jp



検査キットを用いて判定する場合、以下の①②を満たすものを使用してください。

①可能な限り薬事承認されたもの（診断用・医療用）を用いることを推奨する。②抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体）を用いること。



①自身の状況についてすみやかに上長へ報告し、勤務の取扱い等について相談してください。

・医師の診断を受けた場合はその診断に従ってください。

・医師からの特段の指示がない場合は、以下の期間療養をお願いします。

有症状の場合・・・発症日の翌日から5日を経過するまで。（※1）

かつ、5日目に症状が続いている場合は、症状軽快後24時間を経過するまで外出を控え様子を見ることが推奨されています。（※2）

無症状の場合・・・検体採取日の翌日から5日を経過するまで。（※1）

・発症日（検体採取日）の翌日から5日（※1）までは有給の出校停止となります。

・有給の出校停止となる場合は、“あなた（教職員）が陽性であることが分かるもの”を上長（または部局事務）に提出してください。

【根拠資料の例】

・診断書

・「陽性判定が出た検査キット」と「職員証などのご本人を証明するもの」と一緒に撮影した画像など

・発症日の翌日から6日目以降も療養が必要な場合は、年次休暇または病気休暇の手続きをお願いします。

・療養期間中（かつ健康状態回復後）、自宅におけるテレワークの実施が必要な場合は、上長と相談してください。

※体調不良時のテレワークは認められません。

※テレワークの実施手続きについては「テレワーク実施規則」を確認してください。

（テレワークは、業務の生産性、効率性の向上を目的とし、実施条件を満たしていることを条件に上長が命じるもので。）

※勤務の取扱いについての不明点は人事部人事労務課hradm.adm@adm.isct.ac.jpにお問い合わせください。

※教員の療養期間中（かつ健康状態回復後）の授業の取扱いについては教務課にご相談ください。

2023.5.8～
取扱いが変更に
なりました。



②大学に「陽性」の連絡をしてください。（Formsにアクセスし報告 <https://forms.office.com/r/kVNyA1Px9u>）

・自身での対応が困難な場合は、上長に代理での入力を依頼してください。

・同居者に陽性者がいる場合で、あなた（教職員）が陰性の場合は報告不要です。（陽性者との濃厚接触があっても、あなたが陽性となっていなければ報告不要です。）

③体調不良時は次ページを参考にし、体を休めてください。

④有症状の場合は発症日の翌日から10日間が経過するまで（無症状の場合は検体採取から7日が経過するまで）は、感染リスクが残存します。

健康状態の確認を行い、不織布マスクの着用・手指消毒などの感染対策を徹底してください。

（※1）発症日または検体採取日を0日目としてカウントします。

（※2）熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されています。症状が重い場合は医師に相談してください。

あなた（教職員）が「陽性」となった場合②

教職員向け
(本人・同居者が陽性者用)

●体調不良時の過ごし方について

- ★水分をこまめにとり、体を休める。OS-1など補水液などがおススメ。
- ★発熱時に寒気がなければ、氷枕や保冷剤等で、後頭部や脇の下を冷やす。
- ★咳が酷いときは上半身が高くなるようして休むなど、楽な姿勢をとる。
- ★解熱剤や処方薬を適切に内服する。咽頭痛には、ポピドンヨードやアズノールを含んだうがい薬、のど飴などで柔らぐ場合がある。
- ★食欲がないときは、消化に良いもの（うどん、油っこくない物、ゼリー、など）を少しづつ食べてみる。



有給の出校停止期間・療養期間

発症翌日から5日間は有給の出校停止

※発症日を0日目でカウント

症状軽快後にテレワークを実施する場合は上長と相談（テレワーク実施規則による）

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後4日目に症状軽快							出校停止		
発症後5日目に症状軽快							出校停止 	症状軽快後 24時間経過後の出校が推奨	
発症後6日目に症状軽快								症状軽快後 24時間経過後の出校が推奨	出校可能

●療養期間：発症翌日から5日間。

かつ、5日目に症状が続いている場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控えることが推奨されています。

療養の場合は年休、病休、欠勤。

テレワークを実施する場合は上長と相談
(テレワーク実施規則による)

あなた（教職員）に体調不良（発熱、咳、咽頭痛、頭痛、倦怠感などの風邪の症状、呼吸困難、嗅覚・味覚障害など）が生じている場合は、医療機関を受診するか検査キットを使用してください。



● 使用する検査キットについて

- ① 可能な限り薬事承認されたもの（診断用・医療用）を用いることを推奨する。
- ② 抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体）を用いること。

検査の結果あなたが陰性の場合または未受検の場合・・・Formsでの報告は不要です。（※1）

検査の結果あなたが陽性の場合・・・2Pの『あなた（教職員）が「陽性」となった場合』を参照してください。

（※1）同居している陽性の方の発症日を0日として、特に5日間はご自身の体調の変化に注意してください。また、7日目までは発症する可能性があるため、同居者の療養期間中に外出する場合は基本的感染対策（手洗い・手指消毒、換気、マスクの着用、ハイリスク者との接触を控える）を行ってください。

なお、同居者が「陽性」の場合でも、**あなた（教職員）が「陽性」でなければ有給の出校停止とはなりません。**

2023.5.8～
取扱いが変更に
なりました。

同居者の療養期間中、あなた（教職員）が未受検または陰性でかつ勤務をしない場合は、年次休暇（状況によっては子の看護休暇）を取得または欠勤となります。また、同居者の療養期間中にテレワークを実施する場合は上長と相談してください。（テレワークの実施についてはテレワーク実施規則を確認してください。）

【補足】2023年5月8日以降は、COVID-19が5類に移行したことに伴い、濃厚接触者の判定は実施しないこととなりました。

あなた（教職員）が「陽性」となっていなければFormsへの報告は不要です。

2023年5月7日まで（2類相当）

出校停止期間・ 勤務の取扱い

- 陽性者
⇒発症日（検体採取日）の翌日から7日かつ症状軽快後24時間経過するまで有給の出校停止
(健康状態回復後は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有)
- 有症状の濃厚接触者
⇒最終接触からから5日かつ症状軽快後72時間経過するまで有給の出校停止
(健康状態回復後は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有)
- 無症状の濃厚接触者
⇒最終接触から5日間経過するまで有給の出校停止
(出校停止期間中は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有)
- 体調不良者
⇒症状軽快後72時間経過するまで有給の出校停止
(健康状態回復後は状況に応じて在宅勤務が命じられる場合有)

2023年5月8日から（5類移行）

- 陽性者
⇒**発症日（検体採取日）の翌日から5日間までは有給の出校停止。**
*陽性であることが分かるものを上長（または部局事務）に提出
【根拠資料の例】
 - ・診断書
 - ・「陽性判定が出た検査キット」と「職員証などのご本人を証明するもの」と一緒に撮影した画像
 など
発症の翌日から**6日目以降も療養する場合は年次休暇または病気休暇。**
*発症の翌日から5日間の療養期間中（かつ健康状態回復後）、自宅によるテレワークが必要な場合は上長と相談。
(テレワーク実施規則による)
*医師からの特段の指示がない場合は、発症日の翌日から5日間。かつ5日目に症状が続いている場合は、症状軽快後24時間経過するまで外出を控えることが推奨されている。
*教職員自身が陽性の場合以外は有給の出校停止とはならない。

大学への報告

- 陽性者及び有症状の濃厚接触者
⇒Formsから報告が必要

- 陽性者
⇒Formsから報告が必要

*同居者が陽性となった場合も、教職員自身が陽性でなければT2Formへの報告不要。

濃厚接触者の判定・ 濃厚接触者への連絡

濃厚接触者に該当するかの判定が必要
「陽性」の場合は濃厚接触の疑いがある者への連絡が必要

濃厚接触者の判定不要

マスク着用

他者がいる場所では原則としてマスクを着用。

個人の判断にゆだねる。